

(令和4年度第2回)
武蔵村山市個人情報保護審議会

日 時：令和4年5月12日（木）

午後1時30分から

場 所：市役所301会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 報告事項

- (1) 個人情報を取り扱う業務の状況について
- (2) 個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について
- (3) 個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について
- (4) 個人情報を取り扱う業務の廃止の届出に係る事項について
- (5) 保有個人情報の利用状況の届出に係る事項について
- (6) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について
- (7) その他

3 議 題

- (1) 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う本市の個人情報保護制度の見直しについて
- (2) その他

4 閉 会

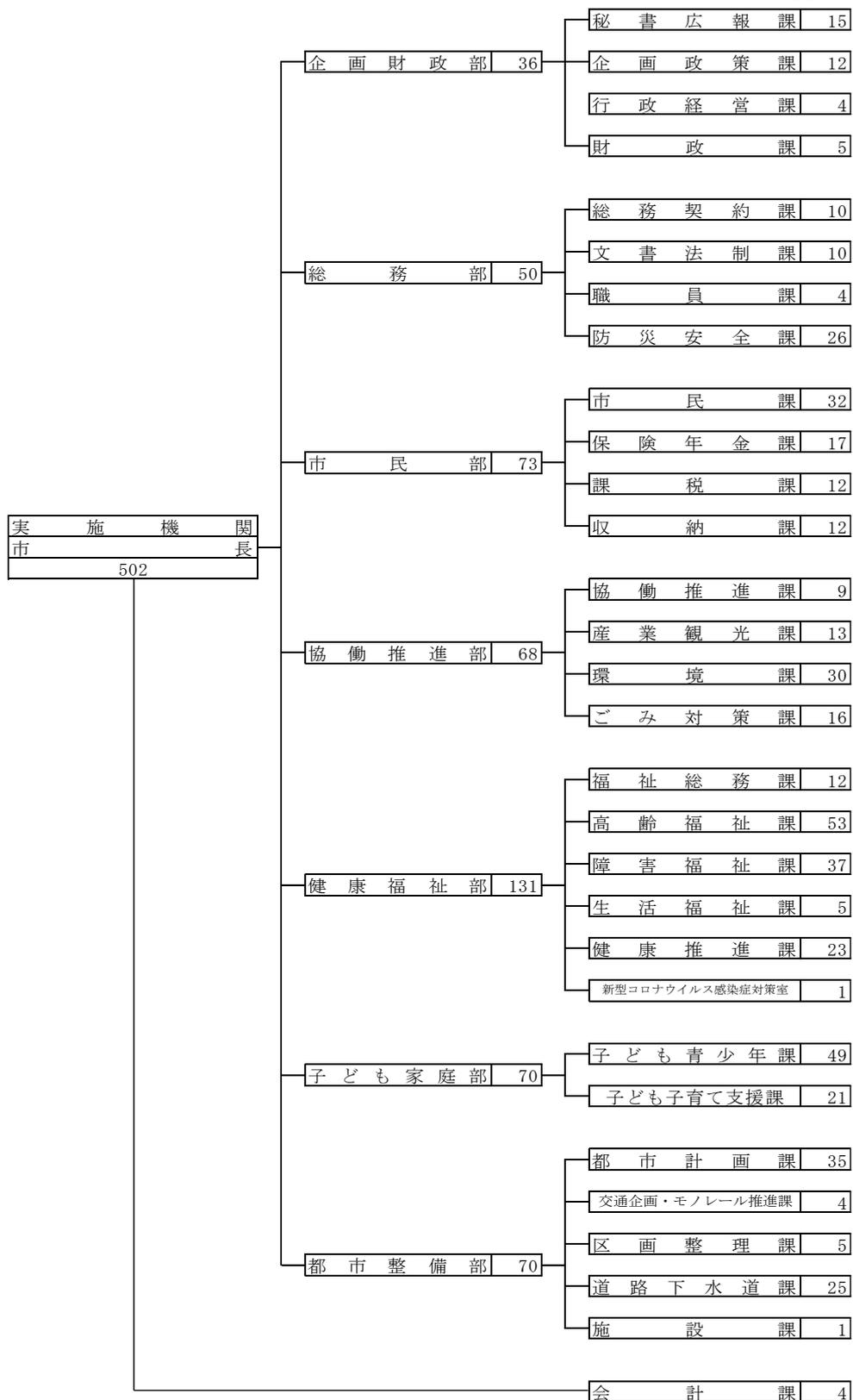
報告事項(1) 個人情報を取り扱う業務の状況について

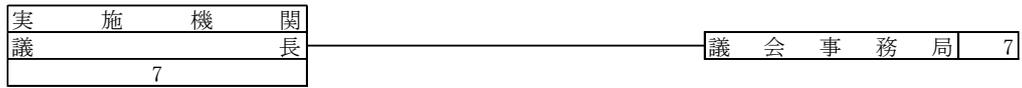
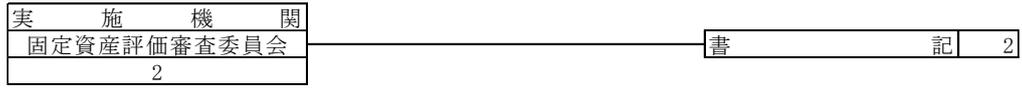
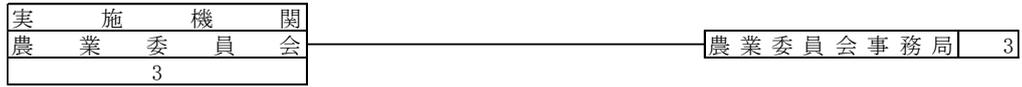
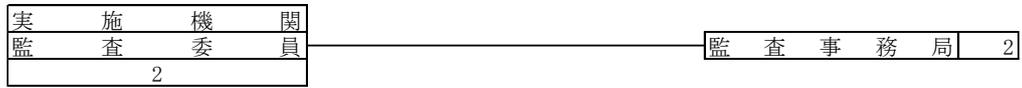
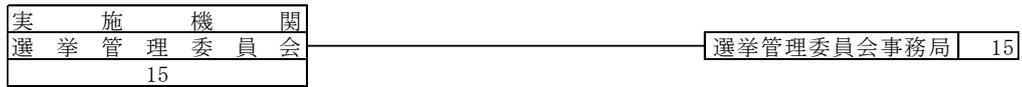
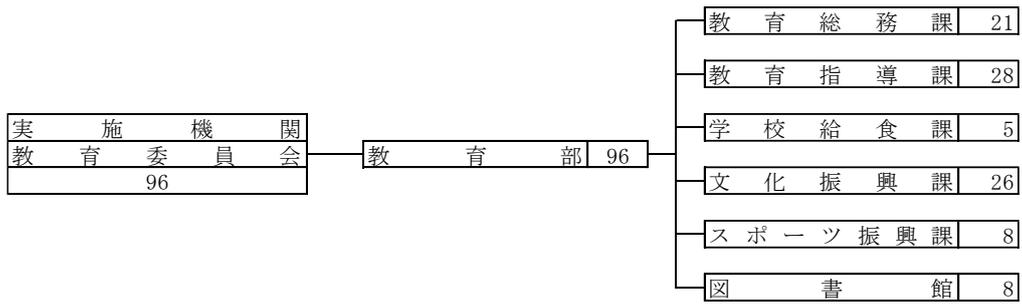
このことについて、下記のとおり報告します。

記

個人情報を取り扱う業務の状況

(令和4年4月30日現在)





実施機関	件数
市長	502 件
教育委員会	96 件
選挙管理委員会	15 件
監査委員	2 件
農業委員会	3 件
固定資産評価審査委員会	2 件
議長	7 件
合計	627 件

報告事項(2) 個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項…届出件数3件

<参考>

武蔵村山市個人情報保護条例

(個人情報を取り扱う業務の届出)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う業務を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 個人情報を取り扱う業務の名称

(2) 個人情報の利用目的

(3) 個人情報の記録項目

(4) 個人情報の記録の対象範囲

(5) 個人情報の管理責任者

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う業務を廃止したときは、市長に届け出なければならない。

3 実施機関は、個人情報を利用したときは、その状況を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前3項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を速やかに審議会に報告しなければならない。

5 市長は、第1項及び第2項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を公表するものとする。

報告事項(3) 個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項…届出数3件

<参考>

武蔵村山市個人情報保護条例

(個人情報を取り扱う業務の届出)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う業務を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 個人情報を取り扱う業務の名称

(2) 個人情報の利用目的

(3) 個人情報の記録項目

(4) 個人情報の記録の対象範囲

(5) 個人情報の管理責任者

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う業務を廃止したときは、市長に届け出なければならない。

3 実施機関は、個人情報を利用したときは、その状況を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前3項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を速やかに審議会に報告しなければならない。

5 市長は、第1項及び第2項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を公表するものとする。

報告事項(4) 個人情報を取り扱う業務の廃止の届出に係る事項について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

個人情報を取り扱う業務の廃止の届出に係る事項…届出件数10件

<参考>

武蔵村山市個人情報保護条例

(個人情報を取り扱う業務の届出)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う業務を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報を取り扱う業務の名称
- (2) 個人情報の利用目的
- (3) 個人情報の記録項目
- (4) 個人情報の記録の対象範囲
- (5) 個人情報の管理責任者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う業務を廃止したときは、市長に届け出なければならない。

3 実施機関は、個人情報を利用したときは、その状況を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前3項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を速やかに審議会に報告しなければならない。

5 市長は、第1項及び第2項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を公表するものとする。

報告事項(5) 保有個人情報の利用状況の届出に係る事項について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

保有個人情報の利用状況の届出に係る事項…届出件数 5 6 7 件

<参考>

武蔵村山市個人情報保護条例

(個人情報を取り扱う業務の届出)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う業務を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報を取り扱う業務の名称
- (2) 個人情報の利用目的
- (3) 個人情報の記録項目
- (4) 個人情報の記録の対象範囲
- (5) 個人情報の管理責任者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う業務を廃止したときは、市長に届け出なければならない。

3 実施機関は、個人情報を利用したときは、その状況を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前3項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を速やかに審議会に報告しなければならない。

5 市長は、第1項及び第2項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を公表するものとする。

報告事項(6) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

保有個人情報の外部提供の届出に係る事項…届出件数 19 件、提供先 90 件

<参考>

武蔵村山市個人情報保護条例

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）の利用目的の範囲を超えての利用（以下「目的外利用」という。）をし、又は当該実施機関以外のものへの提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をすることができる。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) あらかじめ本人の同意を得ているとき。
- (3) 出版、報道等により公知性が生じているとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産に対する重大な危険を避けるため、緊急かつやむを得ない理由があるとき。
- (5) 専ら学術研究又は統計の作成をする場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて行政執行上必要があると認めるとき。

3 実施機関は、目的外利用等をしようとするときは、規則で定める場合を除き、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。ただし、前項第4号に該当するときは、目的外利用等をした後、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。

4 実施機関は、目的外利用等をしたときは、市長に届け出なければならない。

5 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに当該届出に係る事項を審議会に報告しなければならない。

6 実施機関は、外部提供をする場合は、外部提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を課し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

報告事項(7) その他

議 題(1) 個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う本市の個人情報保護制度の見直しについて

このことについて、下記のとおり意見を求めます。

記

ア 審議内容
諮問書のとおり

参考資料

- ・ 個人情報保護法の改正について
- ・ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（案）
- ・ 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）【第五十一条改正後】

<参考>

武蔵村山市個人情報保護条例

第22条 この条例による個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、武蔵村山市個人情報保護審議会を置く。

2 審議会は、実施機関の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

(1) この条例によりその権限に属する事項

(2) 個人情報保護制度の運営に関する重要事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、審議会に諮ることが適当と認められる事項

3 審議会は、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について実施機関に意見を述べることができる。

4 審議会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員10人をもって組織する。

(1) 学識経験者 5人

(2) 市民 5人

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

議 題(2) その他

このことについて、下記のとおり意見を求めます。

記

ア 令和4年8月の会議日程について